

-----  
**規 則**  
-----

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第14号**

**高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律  
施行細則の一部を改正する規則**

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「等級4及び」を「等級4以上及び」に、「等級4又は5」を「等級4以上」に改める。

第12条第1項第2号中「等級4」を「等級5以上」に、「等級5」を「等級6」に改める。

第17条の見出し及び同条第1項並びに第18条（見出しを含む。）中「向上の」を「一層の向上の」に改める。

第21条第1項第2号中「等級4及び」を「等級4以上及び」に、「等級4又は等級5（」を「等級4以上（」に、「等級3、等級4又は等級5」を「等級3以上」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「向上の」を「一層の向上の」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則